

## 分科会 I 運営要領

### 分科会タイトル 「いま改めて福島原発被害を考える 県内避難者と、関西への避難者のお母さんに聞く」

この分科会では・・・

福島第一原発の近くで生活していて、強制避難を強いられた人は、大変な苦勞を抱えながら、福島で歯を食いしばって頑張っているお母さん。原発からは離れているが、放射線の高い地域で小さな子どもを育てていくことは、子どもの甲状腺がんのリスクがたかく、家族がバラバラになっても避難しようと決意して大阪に越してきたお母さん。

今回、大阪への避難者のお母さんと、檜葉町からいわき市に避難、移住して損害賠償をたたかっているお母さんのお二人の話しを軸に、原発被害の深さを参加者と共有するようになりたい。

大阪にいる私たちは、何ができるか、何をすべきか、そして関西の原発被害も想定して大阪の人々に何を訴えるかを考えていきたい。

福島原発避難者訴訟原告団事務局長 金井 直子さん

原発賠償関西訴訟原告団代表 森松明希子さん

のお二人のお母さんのお話しを軸にすすめます。

○原発事故被災者支援関西弁護士 白倉典武弁護士

近畿訴訟の現状と、福島の訴訟の現状などを説明。 15分

○金井 直子さん 20分

森松明希子さん 20分

○金谷邦夫 公害をなくす会会長 10分

福島原発事故の小児の甲状腺がんへの影響をチェルノブイリ事故などと比較しての説明。

○会場のみなさんの質問、ご意見に答えながらすすめていきます。

討論の眼目として

(1)遠いところへの非難を余儀なくされたお母さん、家族の心情

遠くへいきたいでもいけない事情と心情

原発事故はなんと罪深いものかをつかむ

(2)東電と国の責任、訴訟のなかでの特徴、賠償や、避難解除の実態をつかむ

(3)関西でもいつ同じ被害に見舞われるかわからないことを確認したい。

○感想文の提出をお願いします。そして、この話を、職場、家族、地域で話す、伝えることを誓い合う。地域で、職場で原発被害者をまじえて小集会を企画しましょう、など具体的に。